

## 韓国の外国人投資法改正の内容と特徴

### 目次

- 一 序論
- 二 外資導入に対する理論的視角
- 三 外国人投資法改正の背景
  - 1) 国家の投資計画および資金調達の機能低下
  - 2) 韓国経済の国際的位相強化・OECD加入と関連して
  - 3) 先進技術能力の拡充
- 四 外国人投資法改正の内容
  - 1) 法名称の変更
  - 2) 外国人投資の原則的自由化
  - 3) 外国人投資概念の拡大
  - 4) 外国人の国内企業既存株式の取得許容
  - 5) 外国人投資支援機能の拡大
  - 6) 租税減免制度の拡大

李  
淳  
福

## 7) 技術導入の実質的自由化

## 五 外国人投資法改正の特徴

## 六 結論

## 一 序 論

韓国の「外国人投資および外資導入に関する法律」<sup>(1)</sup>は、一九六六年八月三日に公布されて以来今まで全一〇回の法改正があり、法律施行令も二六回改正された。一九九七年二月一日から施行された改正法律の全体的な改正方向は、経済の国際化、世界化の趨勢に対応するため、外国人投資制度を国際規範と調和させ、対韓外国人投資をもっと積極的に誘致するよう制度的基盤を整備するためのものである。昨年末のOECD正会員加入とともに、八〇年代以後より強化され始めた「世界化」の趨勢に合わせて、本法律の改正方向も自由化および外国人投資誘引策の拡大を目指すものであった。本論文は、外国人投資制度の自由化拡大を、八〇年代以後韓国経済の構造変化という内的要因と、国際社会での韓国の位相強化という外的要因の中で引き出し、本改正法律の内容とその特徴を検討することを目的とする。

このような作業のため、まず本改正法律で扱っている外国人投資の定義からみることにしよう。本法では、外国人投資を「大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の経営活動に参与するなど、当該法人または企業と経済関係を樹立する目的で当該法人や企業の株式または持分を所有すること」、または、「外国人投資企業の海外母企業および当該母企業と資本出資関係がある企業が当該外国人投資企業の経営に実質的な影響力を行使する目的で貸付する五年以上の借款」<sup>(2)</sup>を意味する。このような定義は、外国人の直接投資および間接投資、そして長期借款を全て包括するもの

で、事実上外資導入の全般を対象としている。特に、五年以上の長期借款が外国人投資として定義されたのは、外国人投資企業の資金調達をはるかに改善させた画期的な措置と評価されている、改正法律の体系をみれば、全八章で構成されており、外国人投資、借款契約、技術導入契約、公共借款協約、支給保障などを扱っている。本論文は、まず次の節で外資導入に対する理論的視角を扱う。この節では、外資に関する視角の変化を概観し、これを通じて外国人投資を誘引しようとする政策の理論的基礎を提供する。三節では、同法の改正原因を、八〇年代以後韓国経済の構造変化と韓国経済の国際的な立地、そして最近韓国経済の高費用構造により一層切実になった先進技術能力の拡充という面から抽出する。第一要因は、国家と民間資本間の力学関係の変化による投資計画および資本調達の主体の変化に焦点を当て、第二要因は、OECD加入と関連する対外的制約に焦点を置く。四節では、改正法律の内容を大きく七つに分けて説明する。五節では、改正法律の内容を基礎としてその特徴をみる。

## 二 外資導入に対する理論的視角

資本導入に対する理論的視角は、「外資導入が資本輸入国にどのような影響を与えるのか」という問いに答える方式として発展した。ここには大きく二つの視角が存在する。

その第一は従属理論であり、外国資本の国内流入が国内の剰余価値を海外へと流出させるといふ主張である。従属理論家たちは低開発国の従属的發展に関する理論的説明を試みながら先進・後進国間農工分業のため不等価交換が発生し国内の剰余が流出すると主張した。<sup>(3)</sup> 言い換えれば、海外の資本は国内の安い労働力、資源を利用して製品を生産し、これを再び資本輸出国に輸出する。だが、後進国の一次産品の価格は持続的に低下する傾向をみせるが、先進国の製造品の価格は安定的に維持されるため、先進・後進国間不等価交換が発生して国内の剰余が外国へ流出すると主

張するのである。

従属理論は、国家的自立を強調したため、一九七〇年代まで大きな影響力を發揮し、実際にも第三世界は外国資本に対して規制一辺倒の政策を実施した。しかし、従属理論は、当時のいくつかの制限的状况下にもみ可能であって、最近では現実説明力が減退した。(1)従属理論は、先後進国間の農工分業という産業分業構造の確立を前提とするが、最近では一つの産業内で工程別に国際分業構造が行われている。勿論、工程段階に分化された国際分業構造下で後進国は、労働集約的な工程を担当しているが、従属理論の主張のように産業間不均衡交換が成立するとみるのは大変難しい。(2)後進国間で国家発展の分化が発生した。特に、東アジアとラテン・アメリカのいくつかの国家は、八〇年代以後持続的な経済発展を経験するようになった。このような後進国の経済発展経験は、従属理論内では説明が不可能である。(3)従属理論の政策代案は資本流入の規制であるが、世界経済の汎世界化傾向の中でこのような政策代案は閉鎖経済を想定するものである。現在の国際間相互依存の状況下では閉鎖経済は第四世界へ墜落することを意味するのであり、このような発展経路は可能ではない。

このような従属理論の現実説明力の減退と共に、八〇年代以後世界経済の状況は外資に対する視角を転換させた。これは、八〇年代以後東アジアとラテン・アメリカ国家の経済発展に対する分析から始められた。新興工業国の経済発展に対する分析では、従属理論の予見とは違いこのような国家の経済発展に外資の影響がきわめて大きいものであったという結論が導出された。<sup>(4)</sup>従って、このような分析結果は外資導入を「*剰余流出の機構 (mechanism)*」<sup>(5)</sup>ではなく、「*成長のエンジン (engines of growth)*」<sup>(5)</sup>としてみるようになり、開発途上国は積極的な外資誘致政策を実施するようになった。

外資が「成長のエンジン」として経済にプラスの機能を附加する側面をみれば、(1)外資導入は国内の不足な資本を

補充する。実際に国際的な投資は固定資本の形成に大きな助けになるが、世界全体で総固定資本形成に対する国際投資の比率は、九二年に三・二%、九四年に三・九%と増加の勢いをみせている。勿論、外資導入により利子およびローヤルティーなど国内の剰余が外国へと流出するが、国内資本が経済発展においてその主導的役割を果たすなら、これは大きな問題にはならない。韓国の場合がその代表的事例である。<sup>(6)</sup>(2)外資導入は技術、経営知識の移転および雇用創出などを招来する。このような外資のプラス機能的要素は、八〇年代後半から国際競争力強化という国家的目標下でより強調されて、これにより外資を一層積極的に誘致せしめる各種誘引策と自由化措置が実施されるに到った。

### 三 外国人投資法改正の背景

韓国経済は、八〇年代を過ぎると多くの変化をみせた。その変化は、韓国経済の発展による内的構造の変化という側面と世界資本主義と韓国資本主義との対応という側面を含む。本節では、この二つの側面を中心に外資導入に関連された法律改正の対内的な背景をみることにする。また、現在韓国経済の当面の課題である先進技術能力の拡充という側面においても外国人投資法改正の必要性を見いだすことができる。

#### 1) 国家の投資計画および資金調達機能低下

八〇年代韓国資本主義は顕著な構造の変化を経験した。経済の構造変化は多様に見出すことができるが、本論文の主題である外資導入との関連では、投資計画と資金調達主体の変化という側面が重要である。一般的に投資計画と資金調達主体の変化は、その裏面に経済運用方式の全体的な変化を反映している。

過去、六〇年代経済開発計画期から七〇年代までは、韓国資本主義発展の特徴は国家の広範な経済介入だといこ

とができる。韓国の経済開発は、投資計画と資金調達方式、そして計画に参与する民間企業の販路および利潤の水準までを含んでいた。言わば、経済運用計画を国家が全て計画、実行したのである。このような国家主導の経済運用方式は、国家による資金調達および執行により経済開発計画の実効性を保ったが、特に、金融機関の直接統制と国家保護による外資調達がその基本手段であった。実際に、当時韓国経済において民間企業自ら海外で資金を調達する方式は民間企業自体の信用度面でも不可能であり、もっとも関連制度もこれを許さなかった。

このような経済運用方式において変化の必要性をもたらしたのは、金融機関の直接統制による資金調達の限界と外資調達における国家保護の必要性であった。経済発展につれ、特に、三安好況（ドル安（ウォン高）、金利安、ガソリン安）で韓国経済が飛躍的な発展を経験するにつれ投資規模が増大し、これにより政府が投資資金を適切に調達するのが難しくなると、三安好況期の国際収支黒字と民間企業の対外信用度の増加により外資借入の国家保護（韓銀保護）と国家管理が不必要だけでなく、非効率的になった。

経済開発期には、外資の調達可否が投資の実行に決定的に重要となり、外資の配分権は既に投資計画および実行に対する国家の介入を正当化するようになった。しかし、三安好況期以後黒字財源を利用した投資計画は、民間企業、特に大企業集団により主導的に樹立、執行されるという現象が明らかに見られるようになった。そのためもうこれ以上資金調達および投資計画の側面で国家の介入が望まれなくなった。即ち、投資計画および資金調達の主体としての国家の機能が低下したのである。

このような国家の機能低下により、国家は経済運用方式を全面的に整える必要を感じた。日増に強化される開放化圧力に対応して、これまで国家が保護してきた部門らの体質を改善し、競争力を強化させる必要性が提起されたのである。従って、国家は行政規制の緩和と自由化の促進という二大政策目標を設定した。今回改正された「外国人投資

および外資導入に関する法律」もこのような枠組の中で推進されたものである。

## 2) 韓国経済の国際的位相強化…OECD加入と関連して

韓国は、九六年一〇月、OECDに正会員国として加入した。OECD加入に対する賛否はともかく、これは韓国経済の国際的位相が強化されたことの表象である。政府は八〇年代初期からOECD側と初期接触を行なったが、本格的な加入を準備し始めたのは九〇年代初めである。<sup>(7)</sup>

OECD加入において、その政治的、外交的側面を別にすれば、実際の加入基準は拘束力をもつ二つの規約 (code)、即ち、「資本移動自由化規約 (Code of Liberalization on Capital Movement)」と、「経常貿易外取引の自由化規約 (Code of Liberalization on Current Invisible Operations)」の遵守諾否だといえることができる。この二つの自由化規約の中で最後まで争点になったのは、外国人による国内企業の引受および合併 (M & A) 許容増大、債券市場開放、貿易信用取引および長期現金借款の自由化問題などであった。その他にも、国内証券市場の開放拡大、外国人直接投資規制業種縮小、外国金融機関の国内設立および営業規制緩和、直接投資的性格の長期借款、非居住者による国内不動産取得などが争点として提起されたが、これらについては調整がなされ、加入以後最近相次いで発表される金融制度改革措置に反映されている。<sup>(8)</sup>

韓国政府は、二大自由化規約に対して受諾と留保項目などを提出した一方、これに対して資本移動および経常貿易外取引委員会 (C I M T) での調整が行われた。結果的に、韓国の最終案が多く反映されたが、留保案について一定期間に再調整をするのがOECDの協商方式であるため、自由化の幅は総体的に拡大されると予想される。<sup>(9)</sup>特に、韓国側の立場が多く貫徹されたのは資本移動自由化規約の中で資本流入に関連した部分である。これは、前述したよう

に韓国政府が外資導入の主体として経済に介入したためにその自由化の程度が大変低かったことに起因する。

金融部門に局限すれば、OECD加入は全世界的な金融制度の統合化過程に韓国の公的金融を結合させたものである。資金調達およびその配分権を政府から投資計画の主体である民間経済に移譲することにより、投資計画の実行に必要な資金調達の効率性を上げようとする内部的意図とOECD加入により金融制度を国際規範に相応するようさせるべきだ、という外的強制が結合したものである。従って、政府は、金融制度を国際規範に合わせるよう、または、開放化の下でも国内金融機関が競争力を備えるよう金融制度の変化を図らなければならなかった。このような過程の中で、金利自律化、金融開放化などの日程が具体化され、その一環として外資導入法も改正されたのである。

### 3) 先進技術力の拡充

最近、韓国経済は長期不況から脱することができなくなっている。五年を周期とする韓国経済の小循環周期を基準とすれば、現在は不況から脱出しているはずだったが、今年の半導体価格暴落により不況は長びいた。しかし、最近では半導体価格の回復とともに景気先行指標は回復を慎重ながら予告するようでもある。

今回の景気循環で最大の課題として台頭したのは韓国経済の高費用構造である。高賃金、高金利、高地価、高物流費用などの高費用構造により世界市場においての価格競争力側面で劣勢に置かれるという主張なのである。このような高費用経済構造は、国内企業の経営活動の障碍要因になるのみでなく、外国人投資に対しても否定的な影響を及ぼす。実際に、外国人投資家たちが韓国に投資するのをためらう理由として各種の許認可手続の複雑性とともに高費用構造による企業環境の悪化が指摘される。従って、外国人投資流入率が九〇年代に入って減少の趨勢をみせており、相対的に高費用構造により影響を受けないサービス業に外国人投資が集中している。

〈表〉 外国人投資の業種別現況

(単位：百万ドル、%)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
製造業	729 (66.9)	583 (72.6)	1,069 (76.6)	648 (72.4)	527 (50.5)	402 (30.5)	884 (45.5)
サービス業	359 (32.9)	219 (27.3)	326 (23.4)	244 (27.3)	517 (49.5)	915 (69.5)	1,057 (54.5)

注：括弧内はパーセンテージである。

資料：財政経済院『外国人投資動向』各号。

外国人投資流入率がさほど増加せず、流入した投資もサービス業に集中している事実は韓国経済に対するいくつかの深刻な憂慮を生み出す。第一に、技術開発に対する憂慮である。韓国の技術開発投資は、増加の勢をみせてはいるが、他の先進国に比べれば微かなのが実情である。このような状況で、国内技術水準を上げる方法は海外の先進技術を受け入れることである。技術導入方式にはいろいろなものがあるが、最も簡単な方式は先進技術を伴った外国人投資を流入させるものである。外国人投資は、単に資金の流入のみでなく先進技術を伴っているため、韓国企業にその模倣および習得の機会を提供する。模倣および習得を通じた技術移転は、新しい技術開発の土壌を形成するため、先進技術を伴った外国人投資を積極的に誘致すべきである。次の節において詳述するが、今回の外国人投資改正法には、先進技術を伴っている外国人投資に対して破格の誘引策を提供している。

第二に、産業空洞化に対する憂慮である。高費用経済構造は、国内企業の海外投資を触発した。国内企業の海外投資が急増するのにもなって外国人投資の流入もあまり増加しないことになる。産業空洞化が生ずる可能性が高い。これに加えて、国内企業の海外投資が主に製造業に集中しており、他方外国人投資はサービス業に集中しているため、このような憂慮は一層深刻である。従って、製造業部門での外国人投資を積極的に誘致しなければならぬ必要性が生じた。

現実にこのような理由により、外国人投資に対して国内企業が逆差別を感じる程度

にまで積極的な誘引策が本改正法で提示された。特に、高度技術を伴った製造業部門に対する外国人投資については、支援策は破格のものだといえることができる。その内容については次の節でみることにする。

#### 四 外国人投資法改正の内容

このような対内外的要因の下で政府は、九六年下半期に外資導入法を改正することとし、これに対する改正案を整えて一九九七年一月一三日に公布し、二月一日から施行した。ここでは改正以前と以後を比較しながらその内容を見ておきたい。法改正案は大きく以下のような五つの内容に大別することができる。

##### 1) 法名称の変更

法名称を「外資導入法」から「外国人投資および外資導入に関する法律」と変更した。このような名称の変更は、外国人投資をより積極的に誘致・保護しようとする政策意志を明確化したものであるといえる。<sup>(11)</sup>

##### 2) 外国人投資の原則的自由化

(1) 今回の改正で新設された同法第六条の二では、「外国人が国内において外国人投資業務を行なうにあたり、この法およびその法令で制限する場合の外には制限を受けない」として、外国人投資を原則的に自由化することを宣言した。

(2) 今回の改正では、また、外国人投資を制限する根拠を縮小した。即ち、過去の法体系では「外資導入法」上の外資導入禁止基準とは別に外国人投資における制限事業が規定されていたが、今回の改正では外国人投資を原則的に自

由化するためにOECDの二大規約など国際規範上一般的に認められる制限根拠を除外し、その他の制限根拠は廃止した。従来の外資導入禁止基準と外国人投資制限事業根拠条項を外資導入の制限基準に一元化<sup>(13)</sup>し、従来の「外資導入法」の第九条および施行令第一〇条は改正法第三条とOECDの資本移動自由化規約の規範に代替された。

(3)新株取得方式の投資に対しては、認可制を申告制に転換した。過去「外資導入法」の禁止基準の下で大統領令が定めることに従い部分的に開放が許容された業種、その他国内産業政策上、切実な必要がある場合<sup>(14)</sup>については財政経済院長官の認可を受けなければならなかったが、今回の改正で申告制に転換された<sup>(15)</sup>。

### 3) 外国人投資概念の拡大

従来、「外資導入法」第一条においては、外国人投資を「大韓民国法人または大韓民国国民が経営する企業の株式を引受けるか、持分を所有すること」と定義していた。従って、従来の法律の下では、外国投資家が外国人投資企業を新設するか、既存国内企業の増資時に発行される新株を取得する場合のみを外国人投資と定義していた。しかし、今回の改正法では外国人投資家が「持続的な経済関係を確立する目的で国内法人および企業の株式または持分を所有すること」と規定し、「外国人投資企業が経営に実質的な影響力を行使する目的で貸付する五年以上の借款」も含めるようになった。外国企業が国内に設立した子会社に五年以上の直接投資形態の長期借款を許容するよう決定したのは、外国人投資企業の資金運用をより簡単にするためのものである。五年以上の長期借款の許容は、改正法では当初施設財購入だけに制限されていたが、七月八日施行令改正を通じて七月一四日からは、長期借款の用途制限を廃止して運転資金および経常運営費までも含める<sup>(16)</sup>。政府は、昨年OECDに提出した留保案で運転資金用長期借款の導入を九九年末から許容しようとしたが、長期借款を施設財購入としてのみ制限した二月の法改正以後九七年上半年期

の間、外国人長期借入が一件（韓貨、一四億ウォン）に止まるなど実効性がないものとなると、外国人投資企業の資金調達条件を改善するため二年以上早く施行するようにした。<sup>(17)</sup> 長期借入の導入限度は、子会社に対する既存投資金額以内に制限し、この中で運転資金は、投資金額の五〇%と一千万ドルのうち少ない方の金額の範囲で活用するようになった。このような長期借入まで含める概念の拡張は、OECD資本移動自由化規約の直接投資概念との調和をなした<sup>(18)</sup> えたものといえる。

#### 4) 外国人の国内企業既存株式の取得許容

改正法第八条では、外国人が国内企業の既存株式を取得することを許容している。これは、外国投資家の国内企業の引受・合併（M&A）を許容するもので、大変画期的な措置として受け入れられた。これにより国際間の引受・合併が国内においても行われるものと期待される。ただ、無分別な引受・合併から国民経済を保護するために①当該企業の理事会の同意により引受・合併が友好的な場合にのみ許容し、②一定規模以上の企業（資産総額が二兆円以上）の場合に外国人投資家による既存株式の取得は、当該企業が国民経済で占める比重を考慮して財経院長官と主務部長官と協議して許容可否を決定する。しかし、このような個別審査対象企業の場合にも外国人投資持分が一五%未満で最大株主の地位を取得する場合でない時にはそのまま許可するのを原則とする。③しかし、未開放業種については新株取得の場合と同じく既存株式の取得を禁止する。

#### 5) 外国人投資支援機能の拡大

(1) 外国人投資企業に対する工場敷地支援拡大…外国人投資企業に対して工場敷地支援を拡大するため一定範囲の企

業に国家所有の工業団地敷地賃貸料を二〇年の範囲内で無償で賃貸することができ法的根拠を備えた。<sup>(19)</sup> より詳細に外国人投資企業に対する使用料または賃貸料の減免率をみると、まず、外国人企業専用団地の土地に入居した外国人企業に投資金額が二千万ドル以上である高度技術随伴事業である場合には当該土地などの使用料または賃貸料を全額減免し、工場敷地を無償で提供することにした。そして、投資金額が一億ドル以上で製造業を経営しようとする事業体には当該土地などの使用料または賃貸料の七五％を減免するとし、社会間接資本の増充、産業構造の調整、そして地方自治団体の財政自立などに相当な寄与をする事業として財経院長官が外国人投資委員会の審議を経て定める事業体には、当該土地の使用料または賃貸料の七五％を減免することにした。そして、国家産業団地の土地を賃貸する外国人事業体には、当該土地などの使用料または賃貸料の五〇％を減免することにした。<sup>(20)</sup>

(2) 実質的なワン・ストップ (one-stop) ・サービス体制構築…九五年六月に外国人投資誘致センターを設立したが、本改正法では外国人投資誘致総合支援室を拡大改編し、外国人投資に対する各種の行政的サービスを包括的に支援するようにした。また、中央の外国人投資総合支援室と地方の外国人投資振興官室との連結体制を構築することにより外国人投資関連業務の効率性を向上させた。これにより外国人投資家は、総合支援室または投資振興官室の中の一個所だけを相手にし、そこでは一括的に行政業務を処理することにより実質的なワン・ストップ・サービス体制を構築した。<sup>(21)</sup> このようなワン・ストップ・サービス体制は、各種の行政規制により企業活動が難しい国という認識を転換させるに充分なものとして実質的な包括的サービス体制である。

(3) 工場設立と関連した出願自動承認期間を短縮した。複合出願事務である場合には過去の四五日から三〇日に、軽微な出願事務である場合は過去一五日から一〇日に短縮した。<sup>(22)</sup> このように出願自動承認期間を短縮して工場設立関連認許可を大幅に簡素化した。

〈表 2〉 租税減免対象企業の減免期間および比率

	高度技術随伴事業	輸出自由地域入居事業
外国人投資企業の法人税・所得税	①事業開始後最初所得発生年度から 5 年：免除 ②その次の 3 年：50%減免	①事業開始日が属する年度およびその次の 3 年：免除 ②その次の 2 年：50%減免
外国人投資家の配当金に対する法人税・所得税	①最初所得発生年度から 5 年：免除 ②その次の 3 年：50%減免	①事業開始年度およびその次の 5 年間：50%減免
所得税・財産税・総合土地税	①最初所得発生年度から 5 年間：免除 ②その次の 3 年：50%減免	①事業開始日から 5 年間：50%減免
関税・特別消費税・付加価値税	免除	50%減免

(4) 外国人投資委員会の新設・外国人投資に対する政策審議機能を強化するため既存の外資事業審議委員会を廃止し、外国人投資委員会を新設した。本委員会は、財経院長官諮問機関として、外国人投資など外資導入に関する基本政策と制度に関する重要事項、外国人投資環境の改善に関する重要事項、外国人投資企業の租税減免基準に関する事項、外国人投資と関連して中央行政機関および市、道間の協調および意見調整に関する事項、外国人投資誘致のために必要な支援方策の決定に関する事項などを審議、調整する。<sup>(23)</sup>

#### 6) 租税減免制度の拡大

本改正法では租税減免対象を大幅に増大した。首都圏外の地域および指定された誘致地域に工場施設を設置・運営する高度技術を随伴する外国人投資と輸出自由地域に入居した外国人投資に対して租税減免が行われる。もっと明確に言えば、(1)租税減免対象高度技術事業として指定された製品の生産に直接必要とされる技術を提供するか、同技術を利用する事業に資本を投資する場合、(2)国民経済に対する経済的また

は技術的波及効果が大きく、産業構造の高度化と産業競争力強化に緊要な技術の場合、(3)国内にはじめて導入された日(該当技術を随伴する外国人投資の申告受理日または技術導入契約の申告受理日)から三年が経過していない技術であるか、三年が経過した技術であってもすでに導入された技術より経済的効果や技術的性能が卓越した技術である場合、(4)該当技術が必要とされる工程または該当サービスの大部分が国内で行われる場合である。<sup>(24)</sup> 租税減免対象企業の減免期間および比率は「表2」のとおりである。<sup>(25)</sup>

### 7) 技術導入の実質的自由化

先進技術の導入を増大するために技術導入を実質的に自由化した。まず、技術導入契約の申告対象を租税免除対象技術、航空機および宇宙飛行体関連技術、防衛産業関連技術に限定した。<sup>(26)</sup> 申告された技術は、外国人投資委員会で一定の基準の下で審議を経ることになる。外国人投資委員会の技術導入審議基準は、(1)国民経済に対する経済的または技術的波及効果が大きく産業構造の高度化と産業競争力強化に緊要な技術、(2)国内に最初に導入された日から三年が経過していないか、三年が経過した技術であってもすでに導入された技術より経済的効果および技術的性能が卓越した技術である。このような審議過程を経た技術は技術導入代価に対して法人税および所得税が五年間免除される。<sup>(27)</sup>

そして従来「外資導入法」上に明示されている申告された技術導入契約に対する申告受理禁止基準は、今や現実的に実効性がないという判断の下で廃止した。<sup>(28)</sup> そして、技術導入契約の申告受理期間を大幅に短縮した。申告受理期間は、従来の一〇日(租税免除申請と並行する場合には二〇日)、あるいは、やむを得ない場合二五日(租税免除申請と並行する場合には三〇日)から租税免除申請を含めて一〇日、そしてやむを得ない場合には二〇日に短縮した。<sup>(29)</sup>

〈表 3〉 外国人投資年度別現況

(単位：百万ドル、%)

	1993	1994	1995	1996	1997. 1月-4月
金額	1,044 (16.8%)	1,317 (26.2)	1,941 (47.4)	3,203 (65.0)	3,687 (586.6) <sup>(1)</sup>

注：(1)昨年同期対比増加率である。

\*括弧の内は増加率である。

出所：財経院『'97. 1-4月中外国人投資動向』、1997. 5. 26.

## 五 外国人投資法改正の特徴

今まで「外国人投資および外資導入に関する法律」の改正内容についてみた。本改正法の特徴は、概ね次のとおりである。(1)外資導入を原則的に自由化した。これは、前述したように、投資主体と資金調達の役割が国家から民間へと移行したことを意味する。このようになったのは、韓国経済の構造変化の結果、経済に対する国家の介入が今や非効率的になったことを意味する。このような側面とともに韓国経済の対外的位相の強化もこれに影響を与えた。OECDへの加入により、これ以上経済に対する国家の介入は不可能になり、市場の力を強化しなければならなくなったのである。従って、外資導入の自由化の幅を画的に拡大させたのは、このような対内的要因と対外的要因が結合された結果なのである。

(2) 外資導入を促進するために外国人投資企業に対して誘引策を極大化した。政府の介入がこれ以上不可能になると、外資導入の誘因を制度化したのである。外国人投資は、先の八八年を頂点として継続的に鈍化してきて、九四年の「外資導入法」の改正により外国人投資業種拡大および投資手続簡素化の措置が取られた以後増加に反転した。しかし、このような増加にもかかわらず、先進国は勿論、中国、シンガポール、マレーシアなどにも及ばない水準である。

外資導入は、それ自体で先進技術の移転および産業構造の高度化など経済的効果が大きい

いのみでなく、九〇年代の始めから急増している国内企業の海外直接投資に対応して、国内の産業空洞化を防止できる利点がある。現在、韓国に対する外国人投資が低調な理由としては、借款形態の外資導入が選好され、南北関係悪化にともなう投資不安感が常に存在すること、工場設立許認可手続の複雑性および透明性の欠如、高費用構造による企業環境の悪化などが指摘される。従って、本法改正では、国内企業が経営権の移譲にきわめて敏感であり、借款形態の外資導入を選好するという点を考慮して、持続的な経営関係を樹立する目的で、株式または持分を所有することと定義し、国内企業の新株だけでなく既存株式の取得までも許容した。また、各種行政規制の撤廃に関しては、外国人投資を積極的に誘致するため、国内企業がむしろ逆差別であると感ずる程度の各種誘引策を提示した。従って、法改正以後、外国人投資は急激な増加をみせている。

(3) 本改正法は、現在OECDで論議されている多国間投資協定(MAI)<sup>(30)</sup>に対応したものである。MAIは、高い水準の投資自由化、拘束力がある紛争解決手続などを特徴としており、国内的には競争が促進され、企業体質を改善させることができるし、投資自由化を通じて外国人投資を促進させることもでき、国内企業の海外投資を保護できる利点がある反面、国内企業に対する競争圧力が増大し競争力が脆弱な業種については、深刻な影響力を与える欠点がある。OECDの加入および今回の法改正を通じて、現在韓国の投資自由化率は九七・四％に達するなど相当に高い水準の自由化を実現しているため、追加的な自由化圧力は大きくはならないだろうが、中小企業固有業種など競争力が脆弱な部門では大きな打撃を受けるものと予想される。

## 六 結 論

投資自由化は、経済の自由化、即ち、市場を強化しようとする世界的潮流の一環である。このような世界的潮流と

国内的圧力で、韓国政府は、今年（一九九七年）二月、外資導入法の画期的な改正をした。本法改正を通じて韓国の外国人投資自由化は、国際規範に相応するよう高い水準を達成し、来る多国間投資協定に対しても相当程度の対応策を備えた。また、OECD 二大規約に対する自由化日程に従って外国人投資のみでなく、これからも追加的な開放がなされる予定である。このような自由化、開放化は、国内資本の競争力をより強化させ韓国経済をはるかに先進的な様相に変化させるよい契機になりうる。そして、本法改正は、外国人投資制度を先進的なものになしうる画期的な措置である。しかし、このような法制度の自由化において、いくつか考慮すべき現実経済的な面が存在する。

(1) 外国人投資誘引をあまりにも強調した結果、本改正法では、国内企業がむしろ逆差別を感じる程度に強力な誘引策を含めている。過去、外国人投資家による韓国への投資を妨げる要因であった高費用経済構造は、同じように国内企業にも不利な環境として作用する。国内企業に対する行政規制の緩和、撤廃も相当に行われたが、依然として各種世論調査をみれば行政規制の緩和、撤廃は未完のままである。これから進行する M A I では、外国人投資に対して内国民待遇を原則とする。このような状況で、外国企業と同等な競争をくりひろげるよう、国内企業に向けられる行政規制も画期的に改善されるべきである。

(2) 過去、韓国政府は、外資導入に対して規制を強調してきたが、最近になって自由化へと旋回した。過去、韓国政府が外資導入に対して消極的であったのは、韓国経済の発展において国内資本を中心とする経済発展戦略を樹立したためである。外資は、韓国経済に投資誘因がなくなればいつでも撤退されうる不安定性をもっているため、経済発展において国内資本が主導権を握り、外資はこれを補充する役割を果すべきであるという論理であった。しかし、最近、自由化措置により外資流入が大幅に増加した。従って、韓国経済発展戦略と流入された外資が互いに相互衝突関係をもつ側面も存在する。言わば、外国人投資が急増する場合、通貨供給の増加によりインフレ圧力が強くなるであ

ろう。勿論、このような理由で自由化の水準を低下させるべきではなからうが、政府は、自由化と国内経済調整間に相互衝突が発生する場合、これを調整する政策手段を確保しなければならぬだろう。

## 注

- (1) 本法の名称は「外資導入法」(改正法律第四八一四号)であったが、一九九七年二月一日の改正を通じて「外国人投資および外資導入に関する法律」(改正法律第五二五六号)と、名称が変更された。
- (2) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第二条三の二参照。
- (3) S. Amin, *Unequal Development*, London, Harvester, 1976.
- (4) この地域に流入された外資は、その具体的形態、国民経済に占める比重の程度、国内資本との関係などにより経済発展において主導的ないし副次的役割を果たした。しかし、外資がこの地域の国家の経済発展に看過できない影響を及ぼした点是否認できない。東アジアとラテン・アメリカ新興工業国の経済発展と外資との関係の比較研究としては、Stephan Hagard, *Pathways from the Periphery: The Politics of Growth in the Newly Industrializing Countries* (朴健榮、姜文久、梁倍炫訳)『周辺部からの小道：新興工業国の政治経済学』(一九九四)八章参照。
- (5) UNCTC, *World Investment Report 1992: Transnational Corporations as Engines of Growth*, pp. 245-260.
- (6) 韓国での外資の役割に対する研究としては、金谷福、『韓国電子産業の発展メカニズムに関する研究』、ソウル大博士学位論文、一九九五年、五三―六二ページ。
- (7) OECD加入と関連した主要日程は次のとおりである。
  - 一九八二年OECD理事会直属造船作業班専門家会議参加
  - 一九八八年アメリカ、日本、ECなど韓国のOECD加入勧誘
  - 一九八九年OECD事務総長、韓国をOECD会員国候補として公式言及
  - 一九九一年韓国政府、加入意思を初めて公式表明
  - 一九九二年韓国政府、加入推進決定、OECD閣僚理事会、韓国加入協議および事務総長、早期加入希望の意思表明

(9)

一〇%に引き上げ、②外国人投資の受益証券買取限度撤廃。  
 より仔細には財経院、『OECD加入効果と今後の対応課題』、一九九六・一〇・一二参照。  
 OECD加盟国間二大自由化規約受諾率を比較してみれば右上表のとおりである。

〈表〉 二大自由化規約受諾率比較

	経常貿易外取引自由化規約	資本移動自由化規約
OECD 平均	88% (57個項目中7個留保)	89% (91個項目中10個留保)
韓国	81% (57個項目中11個留保)	55% (91個項目中41個留保)
メキシコ	75% (57個項目中14個留保)	71% (91個項目中26個留保)
チェコ	82% (57個項目中10個留保)	65% (91個項目中32個留保)
ハンガリー	81% (57個項目中11個留保)	58% (91個項目中38個留保)
ポーランド	79% (57個項目中12個留保)	56% (91個項目中40個留保)

注) 受諾率の計算は、各項目の相対的な重要度を無視した単純計算による。  
 資料) 権才中、「OECD両大自由化規約受諾に伴う制度変化と影響」、対外  
 経済政策研究院、1996、p. 16

8)

- 獲得
- 一九九三年資本移動および経常貿易外取引委員会(CIMT)オブザーバー資格
- 一九九四年国際投資および多国籍企業委員会(CIME)オブザーバー資格獲得
- OECD、韓国政府に加入時期および日程通報要請
- 一九九五年OECD加入申請書正式提出
- 一九九六年一〇月一日OECD正式加入
- 最近発表された年度別自由化計画は次のとおりである。
- 1) 一九九七年一二月…①外国人株式投資総額限度を二三%に引き上げ、②中小企業無保証長期債(五年以上)許容、③SOC民資誘致用海外護券発行および現金借款許容、④中小企業の年支給輸入期間を一八〇日に拡大、⑤国内既存投信社に対する外国人投資比率(五〇%未満)廃止、⑥既存投資諮問社に対する外国人投資一人当たり投資比率(一〇%以内)廃止
- 2) 一九九八年一二月…①外国人株式投資総額限度を二六%に引き上げ、②大企業無保証転換社債許容、③海外外貨預金限度撤廃、④銀行の現地法人設立許容、⑤投信社新設法人および合作法人設立許容、⑥証券会社現地法人設立許容、⑦投資諮問社参与持分制限(五〇%未満)廃止
- 3) 一九九九年一二月…①外国人株式投資総額限度を二九%に引き上げ、②大企業無保証長期債許容、③海外証券発行限度廃止および発行要件緩和、④大企業年支給輸入期間一八〇日に拡大
- 4) 二〇〇〇年一二月…①外国人株式投資総額限度撤廃および一人当たり投資限度を

- (10) 今回の不況が循環的危機なのか、さもなければ構造的危機なのかに関する論争があった。循環的危機を強調する立場は循環的不況に半導体価格暴落が加わってその溝が深くなったという主張であり、構造的危機を強調する立場は韓国経済の高費用経済構造により循環的不況が遅延されたという主張である。しかし、前者の主張においても高費用経済構造の弊害を否定するのではないので、最近景気循環に対する論争は後者の立場に整理されたようである。今回の不況に対する論議としては鄭建和・金相曹、「新経済政策の下の韓国経済と一九九六年版経済危機論」『動向と展望』第三二号、九一—一〇〇ページを参照。
- (11) 改正法の第一条は次のとおりである。「この法は、外国人投資など外資を効果的に誘致、保護することによって国民経済の健全な発展に役立つことを目的とする」。
- (12) 従来「外資導入法」における外資導入の禁止基準は次のとおりであった。①国家の安全と公共秩序の維持に支障を招来する場合、②国民経済の健全な発展に悪い影響を及ぼす場合、③大韓民国の法律に違反する場合。「外資導入法」第三条参照。これとともに外国人投資が制限される事業としては①国家または公共団体などが経営する公益事業（上・下水道事業、郵便業、鉄道運輸業、たばこ・紅蔘製造業、その他に財政経済院長官が主務部長官と協議・選定して告示する事業）、②国民の保健衛生および環境保全に害を与える事業（環境汚染をもたらす危険事業、その他に財政経済院長官が主務部長官と協議・選定して告示する事業）、③美風良俗に顕著に反する事業（賭博場運営業、その他に財政経済院長官が主務部長官と協議・選定して告示する事業）、④その他大統領令が定める事業（a）穀物作物生産業、沿近海漁業など農漁民の生業に顕著な影響を与える事業、（b）初期発展段階の産業に属する事業で国民経済上、一定期間外国人投資の制限が不可避であると認定される事業、（c）新聞発行業、テレビジョン放送業、ラジオ放送業など外国人投資の制限が不可避であると認定される事業。同法第九条および施行令第一〇条参照。
- (13) 一元化された外資導入の制限基準は、①国家の安全と公共秩序の維持に支障を招来する場合、②国民経済の健全な発展に悪い影響を与える場合、③大韓民国の法令に違反する場合、④国民の保健衛生または環境保全に害を与えるか、または、美風良俗に顕著に反する場合である。「外国人投資および外資導入に関する法律」第三条参照。
- (14) 「外資導入法」第七条参照。
- (15) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第七条参照。
- (16) 毎日経済新聞、一九九七年七月九日二面。
- (17) しかし、財経院は、長期借款が不動産投機など正常な製造業活動と無関係な用途に使用されるのを防ぐため財経院長官告示を通

じて必要な対策を準備中である。毎日経済新聞、一九九七年七月九日二面参照。

- (18) OECD資本移動自由化規約上、直接投資の範囲は、(1)企業の新設および既存企業の拡張、(2)既存企業完全取得(旧株取得)および既存企業への資本参加(新株取得および既存株式取得)、(3)支店の設立および拡張、(4)五年以上の長期貸付である。財経院、『外資導入法改正案主要内容』、一九九六・八・二三参照。

- (19) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第一七条の三参照。

- (20) 「外国人投資および外資導入に関する法律」施行令第二〇条の三参照。

- (21) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第一八条の四、五参照。施行令第二〇条の七、八参照。
- (22) 軽微な出願事務とは、市、郡、区で自主的に処理可能な出願として個別法令による処理期間が二〇日以内である出願で、全二二種がある。一方、複合出願事務とは、軽微な出願および国土利用計画変更決定、都市計画変更決定、中小企業創業計画承認などの工場設立関連出願を除外した出願として二個以上の機関が関連する出願を指称する。「外国人投資および外資導入に関する法律」

施行令二〇条の一〇参照。

- (23) 「外国人投資および外資導入に関する法律」施行令第四〇条参照。

- (24) 租税減免対象高度技術は、電子・情報および電気分野、精密機械・新工程分野、材料・素材分野、新物質・生物産業分野、光学・医療機器分野、航空・輸送分野、環境・エネルギー・建設分野などの先端技術を指称する。より細かな分類は、財経院、『外国人直接投資制度』、一九九七・二・一参照。

- (25) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第一四条―第一七条および同法施行令第一三條―第一九条参照。

- (26) 「外国人投資および外資導入に関する法律」施行令第二四條参照。

- (27) 「外国人投資および外資導入に関する法律」第二四條。

- (28) 従来「外資導入法」上の申告受理禁止基準は、①独占販売権の利用のみを主な目的とする場合、②原資材、部分品または附属品の販売のみを主な目的とする場合、③この法および他の法令に違反する場合であった。「外資導入法」第二四條参照。

- (29) 「外国人投資および外資導入に関する法律」施行令第二三條参照。

- (30) 各国は自国企業の海外投資活動を保護するために二国間投資協定を締結してきたが、国際的に投資規範が統一されていないため、MAIは、資源の最適配分と高い水準の投資保護および投資自由化のため国際的に投資規範を統一させるべきであるという要

求が提起された。これは、OECDの二大規約の自由化水準を越える独立協定であり、法律的拘束力を持つため、加入のためには国会批准が必要である。MAIは、投資を有形・無形の全ての資産と定義して、投資の範囲が大変包括的であり、内国民待遇と最恵国待遇を拘束的な義務を規定しており、高い水準の投資自由化を誘導し、拘束的な紛争解決手続をその特徴としている。現在、韓国はOECDに留保案を提出して、留保案交渉（協商）が進行中である。より仔細には、財経院『多国間投資協定協商推進状況および主要内容』、一九九七・四・一四を参照。